

五島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	40,522人	287億4,323万 5千円	8億7,438万 9千円	53億1,478万 5千円	18.5%	18.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)24年 度平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	538人	22億1,292万 2千円	3億6,585万 9千円	8億0,812万 4千円	33億8,690万 5千円	629万6千円	5,70万3千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日から平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
区分	減額の内容等
給料	7.77%減額 下記以外の職員
	4.77%減額 行政職給料表2級以下の職員
	ラスパイレス指数 108.0【H25.4.1時点のラスパイレス指数】 99.8【参考値：国家公務員の給与減額措置が無いとした場合】 99.6【給与減額時点：H25.7.1のラスパイレス指数】
手当	管理職手当 10%減額
	期末手当 8.23%減額

(その他)

①-ア 常勤の特別職給料の20%引き下げ

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3か年間実施

役 職	引き下げ前の給料月額	引き下げ後の給料月額	引き下げ額
市 長	830,000円	664,000円	166,000円
副市長	680,000円	544,000円	136,000円
教育長	603,000円	482,400円	120,600円

①-イ 常勤の特別職給料の10%引き下げ

平成21年4月1日から平成25年9月30日実施までの4年6か月間実施

役 職	引き下げ前の給料月額	引き下げ後の給料月額	引き下げ額
市 長	830,000円	747,000円	83,000円
副市長	680,000円	612,000円	68,000円
教育長	603,000円	542,700円	60,300円

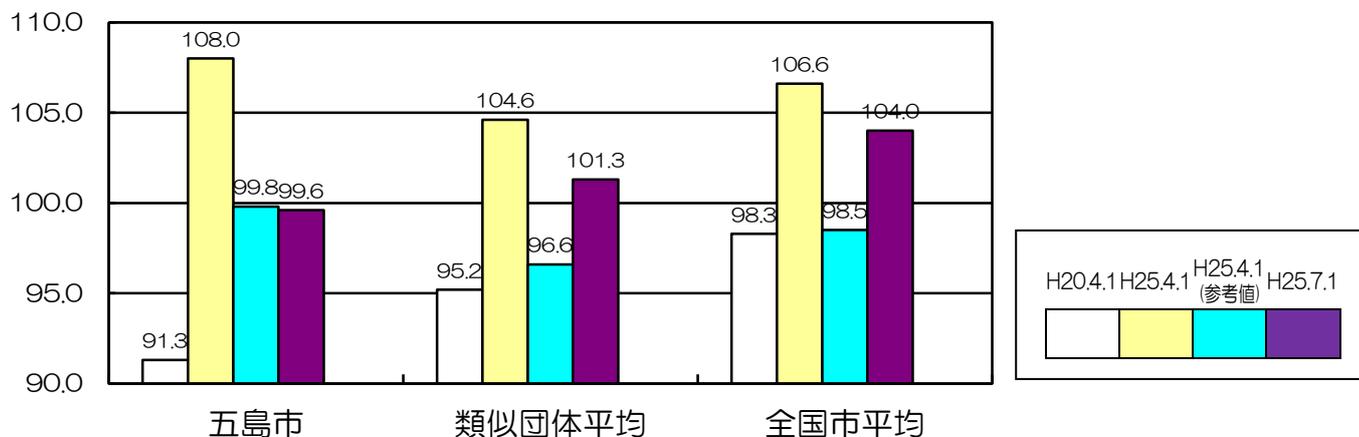
①-ウ 常勤の特別職給料の7.8%引き下げ

平成25年10月1日から平成26年3月31日までの6か月間実施

役 職	引き下げ前の給料月額	引き下げ後の給料月額	引き下げ額
市 長	789,000円	727,458円	61,542円
副市長	646,000円	595,612円	50,388円
教育長	573,000円	528,306円	44,694円

※平成25年10月1日特別職の給料改定。

(4) ラスパイレス指数の状況 (平成25年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五島市	43.5歳	336,698円	390,435円	364,852円
長崎県	43.8歳	335,893円	414,935円	370,537円
国	43.1歳	307,220円 (332,446円)	—	376,257円 (405,463円)
類似団体	42.8歳	322,051円	372,860円	347,747円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
五島市	50.4歳	24	373,178円	397,291円	391,845円	—			
うち用務員	51.1歳	20	375,624円	399,804円	394,199円	用務員	53.7歳	202,700円	1.97
うち運転手	48.3歳	1	360,900円	400,600円	398,400円	自家用乗 用自動車 運転者	55.8歳	252,100円	1.59
長崎県	50.6歳	201	336,027円	386,115円	359,904円	—			
国	49.9歳	3,272	272,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)	—			
類似団体	49.3歳	23	309,919円	334,443円	322,272円	—			

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
五島市	6,393,861円	—	—
うち用務員	6,433,232円	2,809,400円	2.29
うち運転手	6,350,017円	3,332,500円	1.91

- ※ 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成22～24年度の3ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五 島 市	40.1歳	312,429円	342,223円	326,558円
長 崎 県	46.3歳	397,310円	452,193円	—
類似団体	42.2歳	309,549円	329,032円	—

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五 島 市	35.5歳	270,435円	323,472円	280,282円
類似団体	38.2歳	288,655円	347,809円	315,306円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		五島市	長崎県	国
		初任給		
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	163,987円 (172,200円)
	高校卒	140,100円	140,100円	133,418円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	140,100円	154,300円	—

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	256,225円	356,950円	376,100円	394,450円
	高校卒	220,300円	327,913円	357,233円	377,800円
技能労務職	高校卒	—	—	—	376,950円

※ 経験年数に近似の職員がない項目は、空欄となっています。

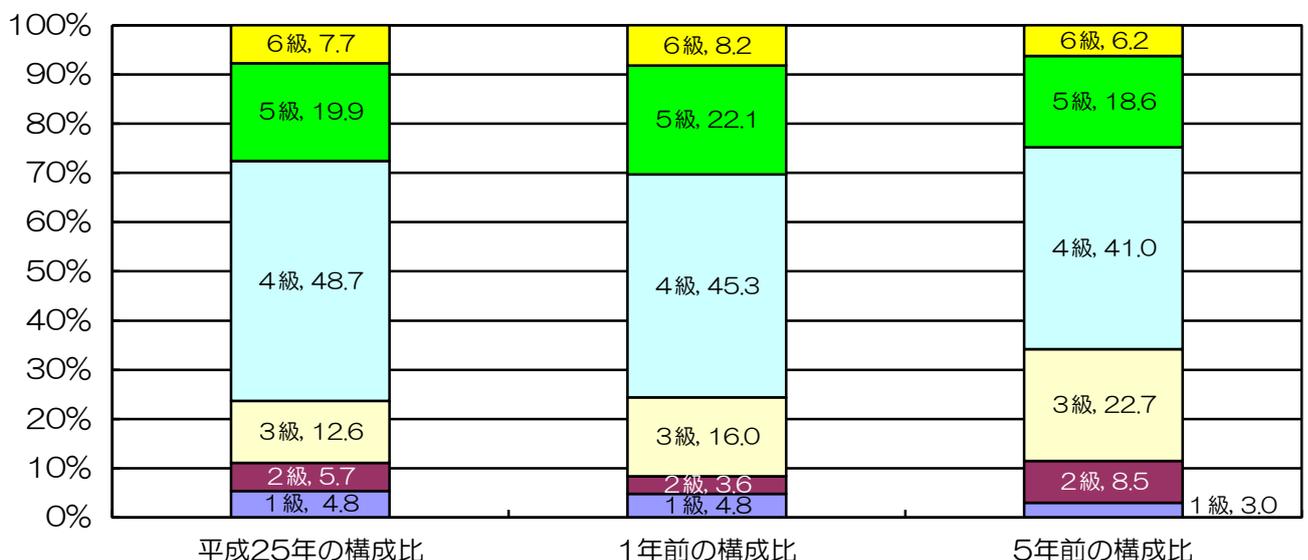
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	理事 課長、支所長	30人	7.7%
5級	課長補佐	77人	19.9%
4級	係長 主査	189人	48.7%
3級	係長 上級係員	49人	12.6%
2級	事務職員	22人	5.7%
1級	事務職員	21人	5.4%

(注) 1 五島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績が良好でない者（昇給日前1年間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員等、昇給日前1年間において、懲戒処分に処された者など）は、号給の調整が行われます。
- 平成20年度から人事評価制度を試行しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 島 市（企業職を除く）	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額 （平成24年度） 146万6千円	1人当たり平均支給額 （平成24年度） 160万3千円	—
（平成24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

- 成績率
 - ・標準：67.5/100
 - ・基準日前6ヶ月において、懲戒処分を受けた者：50/100から32.5/100
- 期間率
 - ・標準：期間率100/100
 - ・基準日前6ヶ月において、勤務しなかった日から週休日、休日を除いた期間が30日を超える場合は除算期間となります。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

五 島 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.788月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分

その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり	自己都合	勸奨・定年			
平均支給額	1,996万1千円	2,459万8千円			

※ 五島市は、長崎県市町村総合事務組合の退職手当事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度－企業職を除く）		360千円	
支給職員1人当たり平均支給額（平成24年度決算）		89,982円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
長崎市	3%	4人	3%

(3) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

区 分		企業職を除く	
支給実績（平成24年度決算－企業職を除く）		2,638万3千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		317,856円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		13.5%	
手当の種類（手当数）		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事者手当	市税の徴収事務に専従する職員	市税の徴収事務	月額 3,500円
福祉事務従事者手当	福祉事務従事職員のうち、現業又は査察事務に従事する職員	福祉事務のうち、現業又は査察事務	月額 8,800円
行旅死亡人等収容手当	行旅死亡人・行旅病人の収容に従事した職員	行旅死亡人、行旅病人の収容	行旅死亡人の収容 1件につき4,000円 行旅病人の収容 1件につき1,600円
感染症防疫作業従事者手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染症又は家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは患畜若しくは感染症の疑いのある患者若しくは疑似患畜の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業	日額 600円

高所勤務手当	地上5メートル以上の箇所において工事の指導監督又は作業に従事する職員	地上5メートル以上の箇所において工事の指導監督又は作業	日額 270円
医師手当	本市の診療所で医療に従事する医師	本市の診療所で医療に従事する医師に対し支給する。ただし、次のいずれかに該当する医師に対しては、それぞれ次に定める額を加算した額を支給する。 ア) 国民健康保険玉之浦診療所に勤務する医師 月額30万（別途、経過措置有） イ) 市長が必要と認めた医療に従事した医師 1回22,000円	月額 308,000円 別途、ア・イを加算する。 ア) 300,000円 イ) 1回22,000円
往診手当	本市の診療所の医師で往診に従事するもの	本市の診療所の医師で往診に従事するもの	往診料の額 (30万円限度)
校医手当	本市の診療所の医師で市内の小中学校の校医	本市の診療所の医師で市内の小中学校の校医であるもの	1校につき 年額 75,500円
保育所医手当	本市の診療所の医師で市内の保育所医	本市の診療所の医師で市内の保育所医であるもの	1保育所につき 年額 20,000円
予防接種手当	本市の診療所の医師で予防接種に従事するもの	予防接種に従事	1日 2,700円
離島勤務手当	離島に所在する出張所等に勤務する職員	離島に所在する出張所（出張所分室を含む。）、診療所（分院を含む。）、小中学校及び保育所に勤務する職員	月額 23,000円 ただし、支給日から3年を経過した者及び通勤により勤務する者については、月額3,000円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事する職員	用地の取得又は処分のため継続的に交渉業務に従事	日額 350円
放射線取扱手当	放射線照射作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事	日額 230円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算—企業職を除く）	1億1,339万3千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	23万3千円
支給実績（平成23年度決算）	9,006万9千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	17万9千円

(5) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算-企業職を除く)	支給職員1人 当たり平均支給 年額(平成24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		1億0,485万 4千円	242,718円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円				
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	借家・借間居住職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 27,000円以内	同じ		4,447万 2千円	255,586円
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員(2km以上) 55,000円以内	異なる	距離区分ごとの支給額が異なる	2,760万 3千円	79,777円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員(2km以上・使用距離に応じて) 27,100円以内				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 ・23,000円+加算額 ※加算額は距離に応じて6,000円~45,000円	同じ		394万8千円	303,692円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・理事：給料月額の14% ・課長級：給料月額の12% ・課長補佐級：給料月額の8%	異なる	人事院規則9-17(俸給の特別調整額)第1条、別表第1において、組織別、官職別に指定され、区分別に定額の手当額が定められています	3,943万 5千円	463,941円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員 ・410,900円(採用の日から35年の期間に限る)	異なる	国：職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて額が変動	1,972万 3千円	4,930,800円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合 ※勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	3,067万 6千円	216,028円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては20,000円、看護師の宿日直勤務にあっては7,200円)	異なる	国：勤務時間が5時間未満の場合は、百分の五十を乗じて得た額	657万7千円	597,891円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合 ※勤務1時間当たりの給与額×25/100×夜間勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	306万5千円	35,222円

管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に勤務した場合 ・課長級：6,000円 ・課長補佐級：4,000円	異なる	国：職員に適用される棒給の特別調整額の区分等に応じ支給額が異なる	10万円	9,091円
へき地手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の5の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の25を超えない範囲内			313万7千円	448,128円
へき地手当に準ずる手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の6の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内			137万7千円	229,384円
義務教育等教員特別手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第18条の2の規定に準じて支給する。 ・月額22,000円を超えない範囲内			62万1千円	88,629円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員 ・給料月額に相当する額	同じ		—	—

6 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	市長	830,000円 (747,000円)	989,000円/259,000円
	副市長	680,000円 (612,000円)	816,000円/483,000円
報酬	議長	433,000円	545,000円/230,000円
	副議長	351,000円	474,000円/200,000円
	議員	335,000円	450,000円/180,000円
期末手当	市長 副市長	(平成24年度支給割合) 2.95月分	
	議長 副議長 議員	(平成24年度支給割合) 2.95月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×支給割合 600/100×在職年数	(1期の手当額) 19,920,000円 (支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×支給割合 360/100×在職年数	9,792,000円 任期毎

※ 市長、副市長については平成21年4月1日から給料の10%減額を実施しており、()書きは減額後の額です。

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

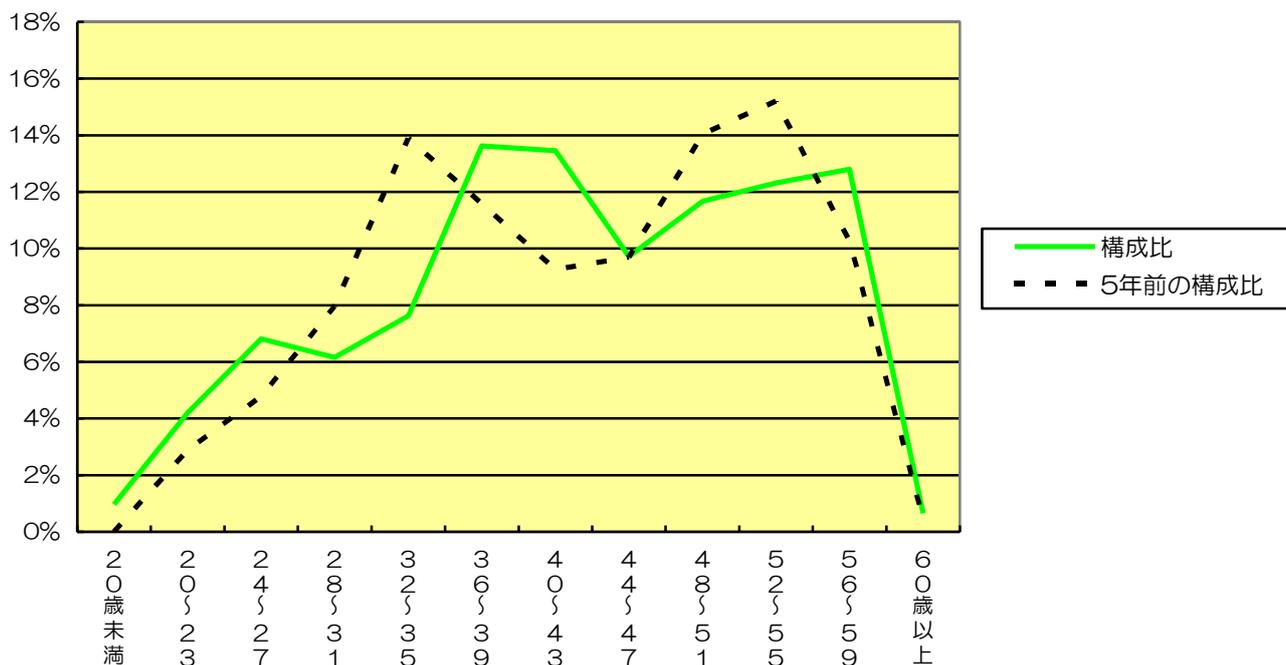
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		増減数	増減数	増減数	主な増減理由	
		平成 24年 4月 1日現在	平成 25年 4月 1日現在			
普通 会計 部門	一般行政部門	議 会	5	5		退職不補充による減員
		総 務	133	119	▲14	
		税 務	33	32	▲1	
		農林水産	54	56	2	
		商 工	23	31	8	
		土 木	42	39	▲3	
		民 生	33	31	▲2	
		衛 生	53	50	▲3	
	計	376	363	▲13	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.58人 (類似団体の人口1万人当たり の職員数 71.57人)	
	教 育 部 門	61	70	9		
消 防 部 門	101	95	▲6			
小 計	538	528	▲10	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.30人 (類似団体の人口1万人当たり の職員数 94.00人)		
公営企業等 会計部門	病 院	16	16		退職不補充による減員	
	水 道	32	30	▲2		
	交 通	5	5			
	そ の 他	38	38			
	小 計	91	89	▲2		
合 計	629 [911]	617 [911]	▲12 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 152.26人		

※ 職員数は一般職に属する職員数です。

※ []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	26人	42人	38人	47人	84人	83人	60人	72人	76人	79人	4人	617人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	439	413	411	392	376	363	▲17.3 (%)
教育	58	58	61	62	61	70	20.7 (%)
消防	98	100	96	97	101	95	▲3.1 (%)
普通会計計	595	571	568	551	538	528	▲11.3 (%)
公営企業会計計	96	101	96	94	91	89	▲7.3 (%)
総合計	691	672	664	645	629	617	▲10.7 (%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
24年度	4億7,507万9千円	5,926万9千円	8,573万4千円	18.0%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	14人	5,652万3千円	838万2千円	2,082万9千円	8,573万4千円	612万4千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成25年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
五 島 市	45.7歳	366,447円	516,452円
市町村団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円

※ 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企 業 職	五島市(企業職を除く)
1人当たり平均支給額(平成24年度) 148万8千円	1人当たり平均支給額(平成24年度) 146万6千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

企 業 職			五島市（企業職を除く）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.788 月分	勤続20年	23.03 月分	28.788 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 —	勸奨・定年 —			

※ 五島市は、長崎県市町村総合事務組合の退職手当事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	278万7千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	19万9千円

エ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ		321万3千円	321,300 円
	配偶者以外の扶養親族 6,500 円				
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000 円加算				
住居手当	借家・借間居住職員（月額12,000円を超える家賃を支払っている職員） 27,000 円以内	同じ		128万3千円	256,500 円
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員（2km以上） 55,000 円以内	同じ		51万1千円	72,943 円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員（2km以上・使用距離に応じて） 27,100 円以内				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・ 課長級：給料月額12% ・ 課長補佐級：給料月額8%	同じ		58万8千円	588,492 円